

令和5年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回） 会議録

1. 会議名称 令和5年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和5年10月31日（火）午後5時26分～午後6時27分
4. 開催場所 梅丘パークホール（集会室）
5. 出席者
 - ・ 委員
中川会長、永山副会長、河原委員、児玉委員、竹内委員、中村委員、長谷川委員、三浦委員、望月委員、小部委員
 - ・ 事務局
中村副区長
工藤財務部長、大谷経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 - 開会
 - 1. 審議
 - 2. その他
 - 閉会

令和5年10月31日

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）

午後 5 時26分開会

○会長 それでは、ただいまから令和 5 年度第 2 回公契約適正化委員会を開会いたします。

本日は、この後、引き続き労働報酬専門部会の開催が予定されておりますので、できるだけ適切に議論をしていただくとともに、あまり長時間にならないように進めていきたいと思っておりますが、どうかよろしくお願いたします。

また、中村副区長がお見えになる予定ですが、御到着されてから御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それではまず、議題に入る前に、事務局より本日の資料の説明をお願いいたします。

【事務局 配布資料の確認】

○会長

それでは初めに、審議事項の 1、世田谷区建設工事総合評価方式と変動型最低制限価格制度の入札実施状況と今後の運用について、資料 1、資料 2 の 2 つになりますが、事務局から御説明をお願いいたします。

○経理課長 それでは、経理課長より御説明をさせていただきます。

まず、資料 1、2 は、それぞれ中に記載がございますけれども、総合評価方式と変動型最低制限価格制度の実施状況と今後の運用を取りまとめたものです。本日の適正化委員会で御報告させていただいた後に入札監視委員会でさらに詳細な御審議もいただく予定です。区は、本日の御報告、また、併せて入札監視委員会の御審議も踏まえて、令和 6 年度以降の取組を進めることとなります。

それでは、資料 1 について御説明をさせていただきます。

1 の主旨です。区は、公契約適正化委員会からの答申、意見書、区の公契約の現況等を踏まえて、令和 4 年度から公契約条例の趣旨を入札制度に反映して、品質と価格のバランスを競う建設工事総合評価方式入札を試行実施しているところです。今般、現在までの入札実施状況を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので、御報告さしあげるところです。

2 の入札実施状況を御覧ください。令和 4 年度の試行開始以降の件数ですけれども、9 月 30 日現在で合計 73 件実施してございます。内訳は表のとおりでして、令和 5 年度が令和 5 年 9 月 30 日現在で 51 件、令和 4 年度は 22 件となっております。昨年度、検証対象となったものはこのうちの 15 件、合計 73 件でございます。

参考 1 - 1 として総合評価方式の試行実施状況をおつけしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。一番右側の列に発注ランクも記載をしております。

3、検証の実施でございます。区では、昨年度同様に、この表にあるとおり、事業者の得点状況、従来の入札との比較、事業者アンケートの観点から試行実施状況を検証しました。検証は、令和4年度、5年度の総合評価方式全ての案件を対象としており、これは昨年度の時点から約5倍の案件となります。これらに検証を行ったところ、傾向に大きな変化は見られず、価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能していることが確認できました。なお、先ほど冒頭で補足させていただきましたけれども、この検証結果は世田谷区入札監視委員会に御報告をし、入札事務の透明性及び公正性、公平性の観点から御審議をいただきます。

また、入札参加事業者を対象に実施したアンケート結果は参考1-2にまとめておりますので、こちらも後ほど御確認ください。

4、今後の運用でございます。世田谷区入札監視委員会での検証結果の審議を踏まえた上で、以下の方向性で試行実施を継続いたします。

(1)令和6年度における試行実施対象です。令和5年度は年間発注件数の二、三割程度を目途に試行を行ってききましたけれども、現在、議会の議決が必要となる大規模工事、予定価格1億8000万円以上での実施実績はございません。令和5年度の実施状況で特段の問題はないことから、令和6年度においては、さらなる効果の波及を図るため、これらの議決案件でも試行実施をします。

(2)運用の一部改定は2項目でございます。①建設共同企業体(JV)で入札参加する際の評価基準の設定についてですけれども、(1)の議決案件での試行実施に伴うもので、区では、議決案件の一部で建設共同企業体(JV)であることを入札参加資格要件としていますが、現在の評価方法は単体企業での参加のみを前提としているため、総合評価方式に建設共同企業体(JV)で参加する際の評価基準(施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点)の設定が必要となってきますので、その取組を進めます。

②「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の評価点についてでございます。本項目で評価点を獲得した事業者は極めて少数であり、他の評価点と比べて著しく達成難易度が高い状況です。また、制度の性質上、取得に向けた着手から認定まで一定期間を要することが達成できない要因の一つとなっていると見込まれます。そのため、現在の評価点獲得に必要なくるみん認定及びえるぼし認定の新規申請の前提となる一般事業主行動計画の届出についても評価対象に加えることといたします。なお、この評価点については、くるみん認定及びえるぼし認定の取得とは加点に差を設けることで段階的に評価し、公平性に配慮いたします。

(3)令和7年度以降の方針でございます。令和6年度において、議会の議決が必要となる大規模工事を実施対象とすることで、区が発注する様々な業種、規

模の工事について網羅的に試行実施を目指してまいります。これらの試行案件の検証により、安定的な運用が確認できた時期を捉えまして、試行期間を終えて、本格実施に移行してまいります。

5の今後のスケジュールです。令和5年11月に入札監視委員会で御審議をいただきまして、同じく11月の区議会の企画総務常任委員会で御報告をして、その内容を区のホームページで公表いたします。その後、実務面で所要の手引の修正などを行いまして、令和6年2月以降、令和6年度入札公告を開始いたします。

資料1については以上です。

続きまして、資料2、委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について御説明をさせていただきます。

1、主旨でございます。区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえまして、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指して、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施しています。今般、現在までの入札実施状況を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので、御報告いたします。

2、入札実施状況です。この制度は令和5年度から開始しておりまして、本年9月30日現在での状況ですけれども、合計で129件実施をしております。業種ごとの内訳に関しては表に記載のとおりで、一番下の太枠に全体をお示ししております。実施件数129件に対して、最低制限価格未滿の札が入った入札は17件発生し、割合は13.18%となっております。

3、検証の実施でございます。区では、変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未滿の入札の発生状況、従来の入札との比較、事業者アンケートの観点から実施状況を検証しました。入札結果のデータ分析では、全ての業務種別において落札率——落札率というのは、入札案件ごとの落札金額／予定価格の平均をいいます——が前年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率——全ての入札者の入札金額／予定価格の平均をいいます——においても上昇傾向が見られました。検証結果につきましては、世田谷区入札監視委員会に御報告し、入札事務の透明性及び公正性、公平性の観点から審議を行います。

入札参加事業者を対象に実施したアンケート結果を参考2にまとめておりますので、お目通しをお願いいたします。

4、今後の運用です。多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、ダンピング対策として一定の効果が得られていることが確認でき、本制度導入の趣旨である市場価格と著しく乖離した低価格での落札の防止を達成できていると考えられます。令和6年度以降においては、世田谷区入札監視委員会での検

証結果の御審議を踏まえた上で、現在の制度運用を継続し、引き続き競争性とダンピング防止の両立を図ってまいります。

5、今後のスケジュールです。令和5年11月に入札監視委員会で御審議をいただきまして、区議会の企画総務常任委員会で御報告をして、内容をホームページで公表いたします。令和6年1月から令和6年度入札公告を開始いたします。

資料2の御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ります。大きくは2つで、1つは建設工事総合評価方式についてということで、これは一定の効果、競争がうまく機能しているのではないかと確認できたとともに、特に御意見を伺いたいのは、今後の運用として、令和6年度から今年度外していた議会案件についても試行実施をするのはどうかというのが1点。2点目として、JV方式の入札については適用していなかったんだけど、JV方式についても適用するのはどうだろうか。それから3点目は、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスは、前もこの委員会で御意見をいただきましたけれども、認定ではなくて、その前の届出についても評価点を与えるのはどうだろうか。大きくはこの3点です。これでそれなりの成果が得られれば、令和7年度から本格実施に向けて動いていくというあたりかと思えます。議会案件、JVのところにも建設工事総合評価方式を適用していくということが1つの案として出ております。

それから、次の資料2に移りますが、変動型最低制限価格制度については、最低制限価格未満の入札がそれなりに発生をしていたということがございます。これはアンケート結果を見ていただくと、いろいろと御意見をいただいているところがございます。例えば私が記憶にあるところでは、企業努力で安くするんだけど、最低制限価格未満となった、これはいかななものか。極端に言えば、そのような御意見もありましたけれども、令和6年度においても現在の制度を継続して運用していくことはいかがだろうかということかと思えます。

建設工事総合評価方式並びに変動型最低制限価格制度について、令和4年度、令和5年度までの実施状況を見て、アンケート等でもいろいろと忌憚のない御意見をいただいていると思えますが、今後どうあればいいかということで御意見をいただければと思います。

最初に、建設工事総合評価方式のほうはいかがでしょうか。

○委員 総合評価方式の件数が大分増えて、私どもの会員さんからもこの話が結構話題になるようになってきたかと思っています。今回御提案のとおり、いわゆる議会案件、JVについても、世田谷の入札方式のスタンダードになる形

でぜひ枠を広めていただければなと思っております。特にJVに関して言うと、複数の企業での審査ということになるかと思っておりますので、ベースは今ある単体の企業評価だと思うんですが、地域への貢献、公契約条項を守っていく企業が評価される制度が引き継がれていくといいなと思っております。

一方で、参考1-1で実際に総合評価方式を実施されている結果を見ると、若干応札者が少ないなという気がしているのと、評価基準価格なるものは、業種によるとは思いますが、落札率90%ぐらいのところに評価点というか、満点があるので、49点何がしとあって、90%が高いか低いかというのは僕も分からないんですが、もう少し高い位置にあってもいいのかなという気もします。評価基準価格より高い金額で入れると、一気に点数が下がっているのかなという気もしております、評価基準価格の設定なんかも今後検証していただければなと思っております。

○会長 ありがとうございます。

今の点について、事務局、何かございますか。

○経理課長 まず、議会案件、JVの点で御発言をいただき、ありがとうございます。議案に広げることで、今までの金額では分からなかった大規模な工事の中でも、しっかり価格と品質のバランスを保てるかというのを来年度検証の対象にしていきたい。また、JVを対象とするとなった場合に、JVの様々な課題がございます。代表の会社さんと他の会社さんのバランスの問題であったりとか、JVの実態や代表の企業さんの特徴みたいなものをしっかり評価するような仕組みにしたいと考えてございます。

最後の価格点なんですけれども、価格の計算式は、評価基準価格を上回った場合に著しく点数のカーブが下がっていく傾向、逆に評価基準価格より低い場合は少しカーブがなだらかな傾向がございます。事業者さんも価格の入れ方が分かってきたところがありますので、その点を引き続きやっていきたいと思っております。価格に関しても、来年度の検証の中で、現行のカーブで問題ないかというところ——現在の時点でも一定程度機能している部分もありますので、その点も加味しながら検証していきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員

予想どおりの結果というか、多分、こういう形の結果が出てくるだろうなという想像どおりの結果でした。

1つ質問があるんですけれども、令和5年度は年間発注件数の2から3割程

度を行いました。来年度は大規模工事やJVも含めたときに、年間発注件数なのかお金なのか分からないんですけれども、どれぐらいまで広げていくのかというのは、イメージとしては5から6割ぐらいなのか、次の年には全部なのかとか、そんな形で進んでいくのかなと想像しているんですけれども、お聞かせいただきたい。

あと、先ほど〇〇委員からもありましたし、アンケートにも「評価基準価格を95%程度に引き上げてほしい」とあります。本来ならば設計価格がトップに来るべきだと私は常々申し上げているんですけれども、それをあえて評価基準価格ということで、ちょっとずらしているところがありますので、これから人が少なくなって、入職者が少なくなって、厳しくなっていく業界にそういうのが本当に必要なのか、設計価格が適正価格でいいんじゃないのかなというのは、またこれからも論じることが大切なんじゃないかなと考えております。

○会長 ありがとうございます。大切な御指摘をいただいております。

今の点はいかがでしょう。

○経理課長 まず、対象の金額とか件数の目安ですけれども、現時点でおおむね二十四、五%の総合評価の実績がございます。来年度の数については、議決案件が加わることで、工事の全体の件数を調査中でありましてけれども、最終的にどこを目指すかということも含めて、来年度、議決案件で不調が出なかったりとか、品質が確保できるというところはしっかりやっていきたい。その中で、既存の議決案件ではないものについて、どの程度件数を増やすかということも検討していきたいと思っております。

最終的なゴールという点ですけれども、総合評価方式の趣旨としては、こういう入札が区の中では大半を占めるというか、これを実際に一定程度やることで、総合評価でないものについても価格と品質のバランスが大事だということを浸透する目的があります。全てが全て総合評価となりますと、同じような施工能力評価点とかを毎回出していただくということも負担になりますので、100%というよりは、例えば5割とか6割を一定の到達点として、それによって区全体の工事の品質を上げていく、品質と価格のバランスを保ちつつ、それ以外の部分についても事業者さんが力をつけていただいて、いい工事ができるような環境に持っていきたいと考えてございます。

また、価格点のカーブの点、これは基準価格の設定の仕方ですけれども、これについても引き続き検証しながら、どの線が妥当かというのは明らかにしていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○副会長 参考1-1の表の中で、不調は、道路が1件、建設関係が2件、電気工事が3件、空調が1件、造園が1件と。これはそれぞれ要因が違うかと思えますけれども、不調の場合には、その要因というか、原因はどこにあったのかというのは、ある程度分かるものなんでしょうか。

○経理課長 不調のときには、辞退であれば、辞退理由を事業者さんがメモに入れてくださいますので、そこで把握することはできます。それ以外のところでは、案件によりましてけれども、案件における辞退理由とか、事業者さんが誰も入っていない場合については、設計の所管課とも調整をしながら、こういう形であれば再入札ができると調査した上で再入札にかけるという形になります。なので、不調になった件については、その都度、次の落札もしくは不調随契に向けて調査を行って進めていくという形になります。

○副会長 特にこの間、建設資材の価格がかなり上昇している影響を適切に反映しているのかどうかという吟味が行われた形跡はございますでしょうか。

○経理課長 個別の案件によりましてけれども、その中で、例えば労務単価だけではなくて、資材の部分の反映が一定程度不足していたのであれば、それを見直した上で再入札にかけるということはございます。資材だけが理由で不調になったというケースは、今年度、昨年度見た中ではありません。ただ、不調の理由については、その都度、調査をした上で、不調随契なり再入札を行っております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 総合評価の後の品質の確認です。例えばお仕事を取られたあと、品質が悪いところに対しての評価というのは今後どうなっていくのかというのが1つ。それから、私どもでも入札を辞退する場合は最近結構ありまして、これは技術者、特に監督員の不足があって、仕事を取りたいんですけども、監督員がいないために御遠慮せざるを得ないということがあったときに、例えば区内の業者の場合には、掛け持ちが幾らぐらいまでできるのかとか、区内業者に対するプラスアルファまで見てただけなのかということも含めて——いい価格を含めて、バランスが取れた仕事をさせていただくのが一番だと思っておりますが、そういったところはいかがでしょう。

○会長 特に監督員不足は業界にとって大きな問題であります。今のお話では、現場の兼務のようなことはどういうふうに考えているんだろうかということが1つあると思います。その点も含めて、今の区のお考えをよろしく願います。

○経理課長 工事評価点のところですが、今、工事評価は要綱に基づいてやらせていただいているところです。総合評価での実績の工事評価はちょうど2年分集まりますので、その内容については引き続きしっかり評価するという形で進めていきたいと思えます。

○契約係長 令和4年度、ちょうど総合評価を始める同じタイミングで、現場代理人の兼任に関する基準を改正しております、契約金額4000万円未満、建築一式工事は8000万円未満については、3件まで現場代理人が兼任できるという形になっています。それ以前は2件までだったんですけれども、3件に拡大したということになっております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 額によりますけれども、兼務できる件数を、これまで2件と制限していたのを3件に広げてきているというお話だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、総合評価方式もそうですが、もう一つの変動型最低制限価格制度についても御意見いただければ。よろしく願いいたします。

○委員 前回も実際に入札案件でこの制度によって失格になったという表は見させていただいています、13%が対象になったというのは、正直、思っていたよりは多いなという気がしております。ということは、結果、この制度が有効なんだろうなと思っているんですが、一方で、入札参加者のアンケート結果を見てみると、標本の算出が少ない場合に、予定価格の60%以下だと失格になると。ただし、従来であれば70%だったんですかね。そうすると、この制度を導入する前は70%を切ると失格だったのに、60%以下に下限が下がってしまった業種というか、仕事の内容もあるということなんですか。

○経理課長 確かに制度上、標本の数によって最低制限が予定価格の70%ではなくて60%になるという現象は起こり得るものです。ただ、有効参加者数が2者であるか否かという問題もありますけれども、全体として予定価格の一定の割合以下の者を失格とすることで、全体のパイを上げるという意味がございますので、この点については引き続きこの制度で運用していきたいと考えてございます。

○会長 委託の場合、業種によって大きな違いはないかもしれませんが、かなり人件費に直結するような性格のものです。最低賃金が決められている一方で、これらの業種においても、それなりの賃金がちゃんと支払われていくようにということで、そこら辺をうまく人件費に反映していければなという思いももう一方ではあります。これは個人的な思いです。

ほかにいかがでしょうか。先ほどの総合評価方式でも構いません。

○委員 業務委託契約における変動型最低制限価格制度についてということで、世田谷区のホームページにも出ていまして、公開されているわけなんですけれども、シミュレーションの中で、事例1、事例2、事例3がありまして、事例1は極端な価格を排除すると。事例2の予定価格8500万円の場合については、基本的に有効参加者は予定価格以内という前提で選ぶわけなんですけれども、他の参加者と著しい乖離が生じなかった場合ということですが、多数の低価格入札があるわけです。最低賃金の問題もあって、委託業務の中で、実際にこういうことはあり得るのか。選び方にもう少し工夫があってもいいのかなと感じております。結局、有効参加者数の60%、標本平均額の80%ということで、予定価格の5割ぐらいになっているんです。労働集約型でいくと、最低賃金がちゃんと保障されているのかと思うわけです。この例の出し方はちょっと——なぜこういう低い価格を出したのかなと思ったんですけれども、その辺を考慮しないと、先ほどのアンケートにも70%云々の話がありましたので、実際に5割の価格で落札してしまう事例が生じる、そこで有効参加者数の考慮——乖離だけじゃなくて、予定価格の何割かの制限を設けたほうがいいんじゃないかなと私は感じました。

○会長 ホームページに載っている事例2について、果たしてうまく意図が伝わるかどうかということかと思えますけれども、この点についていかがでしょうか。

○経理課長 今御紹介いただいた事例ですけれども、7社の入札で、一番低い事業者が500万円、一番高い事業者が800万円、予定価格は850万円のケースを御紹介されたと思います。その場合ですと、札の入り方によりますけれども、予定価格850万円に対しての最低制限価格が470万4000円になるというシミュレーションの一つでございます。ほかの事例に関しては、予定価格から著しく低い札が入った場合と、辞退が多いんだけれども、金額が大体同じような場合で、これに関しては、札がかなり多く入っているんだけれども、予定価格と最高価格の金額が結構開いているケースでございます。

この場合ですと、7社に対して5社の中から標本を出して、それに対して8割の金額を掛けているという状況でございますので、実際の札の入り方によって最低制限価格が変わってくるということも事実でございます。ホームページの事例としては、確かに実際の予定価格の5割の入札になってしまいますので、そこはしっかり工夫をしていきたいというところがございます。実際、入札を行う中で、最低制限の設定に関して、引き続き今の中でやっていきたいというところはございますけれども、明らかに著しいダンピングが続くことになった場合には、標本の選び方であったりとか、最低制限価格の掛ける率を見直していくという形になると考えてございます。

○会長 事例を出す上で注意していただきたいという御意見だと思いますので、事務局のほうでも少し検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほども御説明がありましたように、今、来年度に向けての運営について御提案等がございましたけれども、総合評価方式、変動型最低制限価格制度ともに、この委員会としては進めていったいいのではないかという御意見かと思えます。さらに、来週、11月7日だったと思えますけれども、入札監視委員会が開かれる予定と聞いておりますので、そこでの御意見も踏まえて、さらに注意しつつ、運用検証ということを来年度、再来年度進めていければなと思っております。どうもありがとうございました。

それでは次に、世田谷区民意識調査2023結果における公契約条例の認知度についてに移りたいと思えます。この御報告を事務局からよろしく願いいたします。

○経理課長 それでは、御説明いたします。今年度の区民意識調査の中での公契約条例の認知度が公開になりましたので、その御報告です。

1の区民意識調査結果ですけれども、公契約条例の認知度を問う設問への回答では、「知らない」が9割近くと多数を占めており、「内容について知っている」、「名称は聞いたことがあるが内容はよく知らない」とお答えになった方は合わせて1割となっています。

2の周知の方向性ですけれども、現在実施している周知の取組は、米印のところに記載をしてございます。表を御覧いただければと思うんですけれども、公契約条例・労働報酬下限額ポスターの掲示を区広報板、東急世田谷線の駅、京王線の駅、小田急線の駅、三茶パティオ柱等も含めて行っています。また、チラシの配布については、三茶おしごとカフェや、事業者の皆様にご協力いただきながら行っています。その他媒体への掲載等では、区ホームページ、区のおしらせ「せたがや」、旧ツイッター等に掲載をしている状況です。本文に戻りまして、今後は、各総合支所くみん窓口、各出張所及びまちづくりセンターの待合スペースに設置されている映像モニター（デジタルサイネージ）での広告など、区保有設備のさらなる活用や、民間活用による新たな広報手段の検討も視野に周知の充実を図ってまいります。

次のページに実際のグラフを記載してございまして、「知らない」が9割近くという状況でございます。

211ページはそれぞれの内訳でございまして、212ページ、認知経路としては、「区報紙（区のおしらせ『せたがや』）」が一番多い状況です。

区のおしらせ「せたがや」の中でも工夫をしていきたいと思えますし、区の

様々な媒体を使って、引き続き公契約条例の周知に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○会長 ありがとうございます。

公契約条例について、一般の区民の方がどの程度知っているかという調査結果と考えていただければ。区内の4000人の18歳以上の男女を対象に、公契約条例だけではなくて、様々な世田谷区の施策についてアンケートを取ったりしている一環というところですよ。公契約条例そのものが働いている人も含めて認知されるというのは非常に重要なことと、もう1点は、公契約条例であるとか最低賃金を元請から下請にちゃんと認知してもらおう。いわゆる事業所のベースで知ってもらおうということもあれですが、これはそういう性格のものとはちょっと違って、一般区民の方はどの程度知っているだろうかということですので、その点を含めていろいろと皆様から御意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

昨年は大きなポスターをつくって周知していただいたり、鉄道沿線で掲示するところを増やしていくことで、広く区民の方に知ってもらおうということはされているということですが、いかがでしょうか。

○委員 公契約の認知度というところで、会計年度任用職員の方とかがいらっしゃるじゃないですか。働いている人たちの認知度があるのかなという話と、そういうところからも広めていってもらえれば——そういう方が3000人、4000人いらっしゃいますよね。そういうのもあってもいいのかなと思いました。

○経理課長 ありがとうございます。確かに会計年度任用職員の方は区内在住の方が多くて、実際に契約実務を担っていらっしゃる方もいらっしゃいます。また、会計年度任用職員の方向けの研修の機会もございますので、単なる区の契約制度の御紹介というよりも、知っていれば、区民としてもぜひ周知をお願いしたいという工夫もしていきたいと思います。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、次のその他に入ります。先ほども事務局から説明がございましたけれども、世田谷区公契約条例シンポジウム、カラーのパンフレットが行っているかと思います。

○委員 公契約条例シンポジウムの御案内になります。これは毎年、〇〇委員が所属されている連合世田谷と私が所属する公契約懇談会が開催をしているシンポジウムになります。

今回は、今話題にもなっておりました建設工事総合評価方式と変動型最低制限制度について、区の財務部から御説明をいただき、区の総合評価に参加されている事業者さんからも御意見をいただく予定にしております。

もう一つは、前回、委員会で私のほうからも、実際に公契約に関わる事業者さん、下請さん、働く方の実態調査をしたほうがいいのではないかという提案をさせていただいたんですが、実際にそれに取り組んでいる足立区より総務部長さんがいらっしゃる予定になっています。何で総務部なんだということですが、足立区の場合、財務部がなく、総務部の中に経理課、いわゆる契約をやる課があります。契約課の課長さんが今年の4月に就任されたばかりということで、実際、この調査は昨年12月にして、今年6月に報告書ができたので、至る経過とか内容について総務部長さんのほうがよく御存じだということで、部長さんが来て御報告をいただく予定になっております。

この間、公契約条例シンポジウムにつきましては、公契約適正化委員会や労働報酬専門部会で委員の皆さんが熱心に御議論している内容を、区民の皆さん、議員の皆さんにも広く知っていただくという趣旨で開催しております。会場は三茶しゃれなあどですが、Zoomで視聴することも可能ですので、委員の皆様ももし御都合が合いましたら、御視聴いただければと思っております。

もう1点、全員にはお配りしていませんが、今回、事業者の団体の皆さんと協力をして——社会保険労務士会の皆さんが公契約の現場で労働調査をされていて、その報告が前回の委員会であって、A評価、B評価、C評価という評価があるかと思うんですが、残念ながら、建設事業者の調査の評価がなかなかAに届かず、BとかCという評価をいただいている中で、実際に調査に来てから、慌てふためいて労務管理の帳票を作ってみたり、集めてみたりというのではなくて、私たち自身が日頃から労務の帳票や労働基準に必要な知識をつけようということで、社会保険労務士会の皆さんに御協力をいただいて、事業者さん向けの学習会を11月にやることになりました。

その結果とかは御報告をさせていただければと思うんですが、今回、学習会をやるに当たって、社会保険労務士会の皆さんともお話をしていたところ、本当は年度の初めに公共事業に携わる多くの事業者さんにそういうことをお知らせして、事前にそういうのを学んでいただきたいなというお話もありました。お聞きすると、他の自治体ではやっているところもあると伺っておりますので、その辺もぜひ次年度の検討課題に入れていただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○副会長 今日議題からはちょっと離れるんですけども、先般、給食事業に関わる事業者が突如倒産して、給食が不可能になるという事態が大きく報道されたと思うんですけども、こういう事態になるような状況のベースに何かあるかということが非常に重要で、問題が起きてから対応するのでは、給食事

業などの場合は追いつかないと思うんです。

様々な業務委託の領域、例えば運送業だとか通信の様々な障害が発生して、遂行が困難になるような事態があります。建設等については、多少中断が起きても、後で補填することが可能かもしれませんが、医療とかサービスはそうはいかない場合が出てくると思いますので、それぞれ事業者、就業者の環境を絶えず把握するような仕組みをどうつくるかということは、総合的に点検する必要があるんじゃないかなと給食の事件を通じて思っているところです。

特にデジタル化が進んでいくということになりますと、通信やシステムの障害は、起きないほうがいいし、起こるべきではないんですけども、この間の銀行のシステムのように、2日も3日も止まるということになりますと、そういう事態をどう防ぐかということが重要で、これは世田谷区だけの問題じゃないと思うんですけども、そういうことが最近頻発していると思いますので、先ほどおっしゃったような事業者への講習、あるいは、発注者側の様々な希望や運営について、サービスの受け手である住民にもできるだけ多く知らせて、お互いに公務、公契約の事業を守り合い、育てていくということが求められてきているんじゃないかなという気がしました。この前の給食の事件は非常にショッキングなことではありましたが、様々な検討すべき課題を含んだ事案だったのではないかと思います。感想ですけれども、申し上げておきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

給食は何か世田谷で検討されたのでしょうか。学校教育のほうだから、あれかとは思いますが、いわゆるセーフティーネットであるとか、デュアルネットをどう考えておくのか。そういうような御意見もぜひ受け止めていただければと思います。

ほかにございますか。

それでは、事務局から事務連絡も含めて何かございましたら、よろしく願いします。

○経理課長 ありがとうございます。

1つだけ、給食に絞ったことではないんですけども、我々区が事業者様と接点を持つ機会は見積りをお願いするときなんです。見積りをお願いして、それを契約につなげていくときが大事なんですけれども、それに当たって、見積りの様式の中に、見積りをお願いする際、区の公契約条例の取組であったりとか、価格、品質、双方をしっかりとやっていきたいという旨を記載していますので、各所管部、それを受け取った事業者の皆様もその旨を御理解いただけるということで、実務的な点ではありますけれども、そういう点からしっかり契約ができる環境を整えていく機運を高めていきたいと思っております。

それでは、1点、事務連絡です。次回の委員会ですけれども、次年度の委員会の審議の課題整理をさせていただければと考えておりました、来年の2月から3月頃に開催をさせていただければと思います。日程調整は改めて御連絡させていただきます。

○会長 委員会の日程は来年の2月、3月ぐらいということです。御出席いただきますよう、よろしく願いいたします。

特になければ、本日の委員会は以上をもちまして閉会いたします。皆様ありがとうございました。

午後6時27分閉会